

である。

(2) 意見

① 住民参加活動

分収林整備活動事業の2. 住民参加活動の事業については、毎年N女子大学及びK大学の学生(平成14年度は47名)が参加し、間伐作業の体験、木工体験、大型林業機械の見学等を実施している。この両大学の学生が毎年参加している理由としては、奈良県の森林の近隣で農林系・建築系学部がある大学が両大学のみであるため、との説明を受けた。しかし、当補助金の目的が「住民参加」であり、住民が森林整備にかかわりをもつことで森林への意識を高めることを目的としているのであれば、両大学の学生(県外の学生も参加している)のみを対象とするのではなく、また、農林系・建築系学部の学生に限定する必要があるのではないかと考える。広報誌等で広く奈良県民の参加を求める必要があると考える。

② 実績書の記入金額

要綱第8に従い、林業基金は奈良県へ完了実績報告を行っており、実績書(第7号様式)を提出している。平成14年度の実績書で報告された内容(抜粋)は次のとおりである。

区分	事業費	補助事業に要した経費	国庫補助金	県負担金	その他の負担金
分収林整備高度化事業	1,600,000円	1,600,000円	800,000円	800,000円	0円

しかし、実際の事業費は1,794,953円であり、正しくは次のとおり報告されるべきであった。

区分	事業費	補助事業に要した経費	国庫補助金	県負担金	その他の負担金
分収林整備高度化事業	1,794,953円	1,600,000円	800,000円	800,000円	194,953円(自己資金による)

今後の補助の評価、補助金額の妥当性検討に有効に利用されるためには、事業費についても補助金分のみではなく所要額全額を報告しよう、奈良県は指導する必要がある。

3. 林業労働力確保支援センター推進事業補助金(担い手育成強化対策補助金)

(1) 補助金の概要

開始年度:	平成10年度	所管部署:	林政課
施策との関係:	広域組合化と担い手の育成 高性能林業機械オペレーター等の養成		
担拠規程:	林業労働力確保支援センター推進事業補助金交付要綱		

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成14年度	平成15年度
	(決算)	(決算)	(当初予算)	(決算)	(当初予算)
補助金額	19,824	18,789	14,066	7,082	12,946
うち県負担額	10,420	8,892	7,068	3,576	6,508
うち国負担額	9,404	9,897	6,998	3,506	6,438
事業費	20,910	19,864	14,066	7,082	12,946

(単位:千円)

(補助金の目的)

林業労働者・林業事業体を効果的に支援し、林業労働力の育成・確保を推進するために、林業労働力確保支援センターの実施に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする(要綱第1より)。

(補助事業の概要)

補助事業は次のとおりである。

補助事業名	平成14年度補助金額
林業労働力確保支援センター運営事業	70
林業労働力確保支援センター事業	1,018
担い手確保対策事業	—
基幹林業就業者等養成事業	5,994
流域林業事業体支援事業	—
合計	7,082

(単位:千円)

(2) 意見

① 補助の効果指標

基幹林業就業者等養成事業の完了実績報告時には、実績書及び収支精算書等の提出を受け、実績書により、事業内容として研修コース名とその日数、参加人数の確認を行い、別途、センター卒業生の資格取得状況の把握を行っている。また、当研修受講者の卒業後の森林事業体における雇用状況についても別途把握しているものの、補助金の効果測定指標としては利用していない。

林業機械化が推進されたことを確認するため、研修受講者の卒業後の動向を把握する必要がある。平成13年度研修直後に研修生に対するアンケートを実施したことであるが、例えば、卒業者の1年後の林業従事状況について

て調査する等の方法により当補助金の事後的な評価を実施することが望まれる。

4. 委託契約の契約内容の統一

(1) 概要

奈良県は林業基金に対して事業を委託しており、林業基金はその事業内容をさらに森林組合等の森林事業者へ委託、又は請け負わせている。林業基金の契約形態は事業の内容により、委託契約又は請負契約となっている。受託契約については前述の「15.(1)③ 受託契約」で記載したとおりである。

(2) 意見

委託契約の内容は次のとおり不統一である。

3) 保安林整備受託事業及び 4) 県有林環境整備受託事業については、委託

1)	県有林造成事業	実費精算	委託契約内容
2)	県有林分収育林事業	○	委託金額一定であるが、不用額が生じた際には返納する。
3)	保安林整備受託事業	○	委託契約金額に上限を定める
4)	県有林環境整備受託事業		委託金額一定

契約金額が一定である。実際には、事業に関わる経費と受託金額が同額であり、実費精算と同様になっているが、これらの委託契約書上で実費精算である旨を記載しておくことが望ましい。

< B 林業基金に対する意見 >

1. 収入と支出の科目の整理

(1) 概要

林業基金の収支計算書において、分収林契約促進事業費と森林文化活動促進事業費の収入科目と支出科目の対応状況を示すと、次のとおりである。

(単位：千円)

(A)	収入科目	内容	金額	対応する支出科目	金額
(A)	分収林整備高度化事業補助金(分収)	補助金	1,600	分収林契約促進事業費	1,680
(B)	林業基金分収育林事業受託料収入	受託料	883	森林文化活動促進事業費	1,035

(2) 意見

上表 (A) 分収林整備促進事業補助金収入と (B) 県有林分収育林事業受託料収入については各々補助金取引と受託取引による収入科目であるが、対応する事業費が (ア) 分収林契約促進事業費と (イ) 森林文化活動促進事業費に混在している。内部的には次のとおり区分把握しているものの、収支計算書上では各収入に対する事業費が把握できない。

(単位：千円)

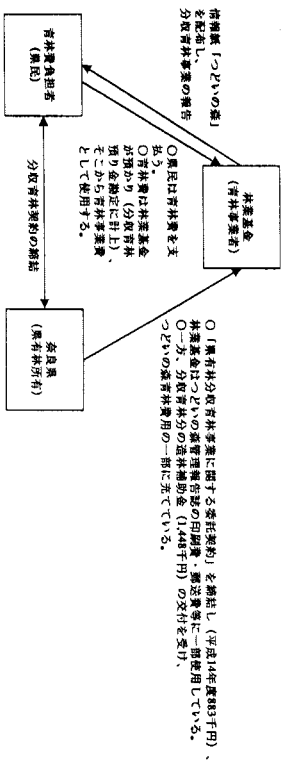
収入科目	内容	金額	対応する支出科目	金額
(A)	分収林整備高度化事業補助金(分収)	1,600	分収林契約促進事業費	1,446
(B)	林業基金分収育林事業受託料収入	883	森林文化活動促進事業費	348
			分収林契約促進事業費	234
			森林文化活動促進事業費	686

収支計算書上で、対応支出科目が把握できるように、各収入科目に対応した事業費支出科目を設けて表示する必要がある。

2. 造林補助金分収交付金の処理

(1) 概要

分収育林である「つどいの森」事業とは、成林途上の県有林を対象に、奈良県民から出資を募り、県有林の共同経営者として、林業、山村の振興につくすとともに、森林を守り育てる喜びを分かち合う事業である。昭和59年度から昭和61年度にかけて、県有林の4経営区において、個人・団体あわせて2,345口(1,390人)の契約が奈良県と締結され、林業基金が伐採時まで保育管理を行っている。この奈良県民出資分の「つどいの森」県有林の造林事業費の一部として奈良県から林業基金は造林補助金(1,448千円)を受けている。奈良県民出資分に係る取引の流れは次のとおりである。



分収育林分の造林補助金（造林補助金分収交付金、以下2.において「交付金」という。）については、国から奈良県を通り、林業基金へ交付される。

(2) 意見

① 処理時点の違い

平成13年度の交付金（平成14年5月15日に交付）について、奈良県は平成13年度の決算書に交付の旨を反映させているのに対して、林業基金は平成14年度に交付金収入の計上処理を行っている。同様に平成14年度分についても平成15年4月30日に交付を受けているが、林業基金は平成15年度の処理としている。なお、平成13年度交付金収入額は1,149千円、平成14年度は1,448千円であった。

従来からこの処理が行われているが、その理由は次のとおりと説明を受けた。

1) 林業基金では「つどいの森」事業について、造林補助金の受入が5月に行われ（下表ウの仕訳）、同時に分収育林引当預金支出額が決定し、分収育林引当預金支出処理（下表エの仕訳）を行っている。

2) 分収育林引当預金の実際の移動を年度末までに伴わないのにエの仕訳を行うことができない、と林業基金は考え、翌年度にエの仕訳を行っている。同時にウの仕訳も年度末までに行わずに翌年度に行っている。

(単位：千円)

	借方	金額	貸方	金額
ア	分収育林引当預金 (B/S)	2,940	分収育林引当預金 (B/S)	2,940
イ	分収育林引当預金 (B/S) 果有林造成委託事業費 (収支)	2,940	分収育林引当預金 (収支)	2,940
ウ	平成14年度「つどいの森」育成費用の支出時 (平成14年度中に計上)	1,448	分収育林引当預金 (B/S)	1,448
エ	平成15年度5月、平成14年度造林補助金受入時 (林業基金は平成15年度に計上)	1,448	造林補助金分収交付金収入 (収支) (注)	1,448

(注) 造林補助金分収交付金収入は、林業基金では分収育林引当預金利息等収入勘定に計上している（下記②参照）。

しかし、年度末に資金の入金がなくとも、発生主義に従ってその年度に実施した事業に対応した収入・支出の計上処理を行う必要がある。

したがって、上表ウ、エの仕訳は平成14年度中に実施すべきである。平成14年度においては結果として次の追加仕訳が必要であった。

(単位：千円)

借方	金額	貸方	金額
未収入金 (B/S)	1,448	造林補助金分収交付金収入 (収支)	1,448
分収育林引当預金支出 (収支)	1,448	分収育林引当預金 (B/S)	1,448

② 処理科目の整理

造林補助金分収交付金収入については、収支計算書上では「(大科目) 雑収入・(中科目) 分収育林引当預金利息等収入」勘定に計上している。これに対して他の交付金収入は「(大科目) 補助金等収入・(中科目) 森林整備地域活動支援交付金収入」勘定のように、(大科目) 補助金等収入の区分において計上しており、他の交付金の場合と処理の統一性が確保されていない。そもそも、交付金収入は事業活動に対応して発生する収入であり、雑収入ではない。また、利息収入に含まれる内容でもない。他の交付金収入と同様に(大科目) 補助金等収入の区分内で計上されることが望まれる。

3. 委託料部分払の場合の検査

(1) 概要

林業基金は基金造林事業及び果有林造成委託事業において、森林組合等に対し森林整備（下刈、保育間伐、枝打等）の業務を委託している。この委託契約については、森林組合等に対して部分払を実施するケースが多い。部分払の場合、森林組合等から出来形部分払請求書の提出を求め、完成度を検査（中間検査）したあと、部分払が行われている。

(2) 意見

基金造林事業における委託契約については中間検査時に写真で記録を残し、検査書を作成しているが、果有林造成事業における委託契約では検査書があるものの、写真がない。契約書第14条では「写真を撮って検査し」と取り決めていないが写真を撮って保管することが望まれる。これに対して、林業基金からは、基金造林事業は各森林経営区に在る現場指導員が検査しているため写真を撮っていないが、果有林造成事業は直接、林業基金職員が検査しているために写真まで必要ないと考え添付していなかった、との説明を受けた。しかし、第三者にも客観的に完成度が把握できるよう、検査用に撮影した写真を添付するなどとして、記録することが望まれる。

4. 切手の管理
 (1) 概要
 郵便切手については郵便切手等交付簿において受人、払出の記録が行われ、管理している。

(2) 意見
 郵便切手の残高管理については、林業基金会計規程第26条において「金銭等の残高照合」が規定され、「適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預り証と照合して実在性、正確性を期さなければならない。」とある。これに準じて、切手残数は半月に1回程度検数し、帳簿との整合性を確認し、郵便切手等交付簿に残高を記入している。しかし、確認者(担当者)の印や上司の承認印がなく、郵便切手不正使用に対する牽制が働いていない。郵便切手も現金同等物である以上、適切な資産管理のために、残数確認に対して確認者印、承認者印を押印しておく必要がある。

5. 事務処理要領の改訂
 (1) 概要
 林業基金における帳簿の整備方法は財団法人奈良県林業基金会計事務処理要領により規定されている。

(2) 意見
 財団法人奈良県林業基金事務処理要領に規定された様式に従っていないものが次のとおりある。
 ①総勘定元帳
 ②金銭出納帳
 ③収支予算簿
 ④支出予算差引簿
 ⑤基本財産明細表
 ⑥分収林台帳
 ⑦固定資産台帳
 ⑧物品受払台帳
 ⑨日計表
 ⑩予算流用調査
 これは、事務処理要領制定後に帳簿がシステム化されたことによる様式変

更が原因であった。様式は異なるものの、財団法人奈良県林業基金事務処理要領で求められている記載内容については概ね一致しており、現在使われている様式に合わせた事務処理要領の改訂が必要である。

6. 契約形態のあり方
 (1) 概要

林業基金が発注する業務(下刈、枝打、作業道等の森林整備業務)について、平成14年度は2例を除いて(例 平成14年度については県有林造成事業 モノレベル設置旭モジキ機の契約。契約額(税抜)10,716千円)、地元森林組合等に対する随意契約となっている。これについて、造林事業は特殊技術、専門的な知識を持ち、継続した現場管理能力を有するとともに、境界など造林地の地理知識に明るい者に施業させる必要があることから、現在は地元の森林組合等との随意契約が妥当である旨の説明を受けた。随意契約は、財団法人奈良県林業基金契約規定(以下6.において「契約規定」という。)に則っている^(注)。

(注) 規定にいう随意契約の方法は、契約規定第26条よりなるべく2以上の者から見積書を提出させるものとして行っているが、造林地の地理知識に明るい等上記の理由により当該地区の森林組合等の1者から見積書を入手している。林業基金が予定価額を算定し、契約相手から提出された見積額が予定価額を上回っている場合は2回を限度に見積書を提出させ、予定価額を下回れば、随意契約に至っている。

平成14年度の随意契約42件の予定価額に対する契約価額の割合について、70.6%から100%まであり、平均すると、95.1%となっている。

(2) 意見
 ① 契約相手の選定
 上記のとおり、契約価額の予定価額に対する割合が平均95.1%である。随意契約の弊害である工事単価の高止まりの是正や不正行為防止のために地元の林業関連企業・土木関連企業にも新規参入の機会を与え、競争原理を働かせるためにも競争入札を実施すべきであると考えられる。確かに地元の森林組合等が当該地域の地理情報に明るいことにはあるが、地元の森林組合等だけでなく、近隣地域の森林組合や当該地域の林業事業会社に対しても契約参加機会を与えることが望まれる。
 近隣地域の森林組合や林業事業会社も競争に参加させることで、林業基金の経営努力が進むことが可能になると考える。

② 契約方法
奈良県における契約方法は奈良県契約規則を根拠規則としている。林業基金では契約規定に則っているが、奈良県契約規則と契約規定との対比をしたところ、委託契約の扱いについて次のとおりの相違が見られた。

委託契約の扱い	奈良県契約規則 規定していない。	契約規定 第1章第3条第1項、第5項及び第5章で規定している。
---------	---------------------	------------------------------------

契約規定第1章第3条第1項において競争入札、随意契約及び委託契約が規定されているが、競争入札と随意契約は契約相手選択手法であり、委託契約は契約形態の一つである。委託契約に関しては契約規定の中で規定すべきではないと考える。
現在、林業基金の契約規定の中で規定されている委託契約に関する規定を削除し、奈良県の契約規則に則った契約規定へ改定することが望まれる。

7. 各種引当預金のあり方

(1) 概要

林業基金では各種特定目的引当預金をしており、その一部を示すと次のとおりである。

預金名	平成13年度末残高	平成14年度末残高	内容
後継者事業引当預金	76,491	84,752	基幹的・林業労働後継者育成事業の事業費に専ら充当する。当該引当預金に係る利息及び基本財産運用収益のうち林業後継者育成基金運用益を優先して充てる。
損害てん補引当預金	83,765	84,026	被災した基金を再建するための費用をはじめとする基金造林事業に係る支出に充てる。額は7,000万円を上限とし、その期の基金支出を超過しない。経理課長が承認し、林業後継者育成基金に充当される。

(単位：千円)

(2) 意見

① 後継者事業引当預金

(A) 引当額の根拠

当該引当預金に係る利息及び資金の余剰分を任意に引き当てている。余剰資金を財源とする引当額の推移は、平成11年度432千円、平成12年度2,774千円、13年度ゼロ円、平成14年度3,000千円である。
当該引当預金に際して合理的に説明できる根拠が必要である。説明できない引当預金であれば、取崩し、運営費の不足分の資金源として利用することが望まれる。

(B) 引当預金の財源

当該引当預金は、基本財産の大部分を占める後継者育成基金（基本財産の一

部。300,000千円）の運用益部分も引当計上している。平成14年度の後継者育成基金運用益見合いの引当額は14,694千円である。後継者育成事業引当預金は基幹的・林業労働後継者育成事業の事業費として使用されている。林業基金は奈良県から運営費（人件費、家賃等）の補助を受けているにもかかわらず、自主財源（基本財産運用収入）を基幹的・林業労働後継者育成事業にあてている。後継者育成基金運用益分を含む自主財源は、まず運営費のために使用することが望まれ、同運用益分は、当該引当預金に計上すべきでないと考ええる。

② 損害てん補引当預金

(A) 流用の処理について

事業費支払資金不足のため、平成14年度に一旦、損害てん補引当預金を流用し、再び戻し入れられている。平成14年度には事務局長の承認により当該流用手続きが実施されているが、理事会での承認は事後的に行われていた。なお、平成14年度の当該引当預金の流用処理について常勤の理事から事務局長が代理で承認することに対して認める旨の指示書が作成されていたわけではない。

財団法人奈良県林業基金会計規程（以下7.において「会計規程」という。）第28条、第44条より、引当預金の流用については常勤の理事が承認する必要があることが規定されている。また、会計事務処理要綱第21号では金銭の運用に当たっては、経理責任者の指示を受けた所属長及び事務局長が行うことができるとある。

また、会計規程第23条において、「金銭とは現金、諸預貯金、小切手、郵便為替証書その他随時に通貨と引き換えることのできる証書をいう。」とあり、会計事務処理要綱第12号に規定される事務局長の代行処理は、固定資産である引当預金の運用までも指していない。したがって引当預金の流用処理までも常勤の理事の承認が省略できないと考ええる。

会計規程に則り、取引前に理事決議を行うべきであった。なお、同様の取引が平成15年度にも実行されているが、その際には理事決議は行われていない。

(B) 預金引当計上の妥当性

当該預金の引当目的は、被災した基金造林地の復旧をはじめとする基金造林事業に係る支出に充てることとあり（計算書類注記より）、平成2年度

から積み立てているとのことである。この預金の引当の財源は余剰資金であると推測される。現在は、下限金額とした70,000千円を上回った残高であるため、平成14年度は、当該預金利息分のみを引き当てている。平成2年度に引当を開始したときの経緯や下限金額70,000千円の根拠については明確ではなかった。

当該預金の引当に際して合理的に説明できる根拠がないので、取崩し、できるだけ借入金返済資金へ充当することが望まれる。

8. 基金造林勘定の評価

(1) 概要

土地所有者と林業基金は分収造林契約を締結し、林業基金は植林から保育、伐採までの管理を伐期まで実施している。林業基金はこの植林等の事業費を林業基金が設立された昭和58年以降、現在まで基金造林勘定(資産)に計上している。

平成14年度末における基金造林勘定は7,790,304千円である。これは植林等の事業費に対して、造林事業に係る管理費に造林事業に係る借入金支払利息を加え、奈良県造林補助金及び森林共済保険収入等を控除したものである。平成14年度末における基金造林勘定の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内訳項目	金額
事業費	6,408,347
事業事務費 (大部分が農林漁業金融公庫からの借入金利息)	1,858,420
管理事務費	130,268
奈良県造林補助金	△553,149
森林共済保険収入	△76,820
災害損失金償却費	23,238
合計	7,790,304

分収林に係る支出等のうち基金造林勘定として認識すべき範囲は、一般に公正妥当と認められる会計基準が設定されていないため不明確であるが、林業基金では全国の森林整備法人の会計慣行を参考として、処理している。

(2) 意見

① 基金造林の評価
基金造林勘定の計上方法は基金造林事業費と管理事務費の合計から造林補

助金や森林共済保険収入を控除する方法(いわゆる費用価法)を採用している。林業基金によれば、分収林はまだ伐採・販売に適さない若い樹齢の森林であるため、このような方法を適用しているものである。森林の評価方法としては、他に市場価値逆算法、期望価法、グラウセル法等があるとされている。対して、現在、会計分野においては一般的に時価情報の重要性がクローズアップされており、資産評価の方法を、原価によるものから時価による評価方法へ見直す動きが顕著である。日本公認会計士協会公認会計士委員会研究報告第7号「公会計原則(試案)」^(注)では、森林等は貸借対照表上の特定資産の天然資源と区分され、非流動資産に属するものとされている。その評価は産出物の将来見込額から産出のために必要とされる経費を差し引いた残額の現在価値額で評価する、と規定されている。

「同試案」は、現在その適用が強制されるものではないが、基金造林について、「同試案」を利用した現在価値額(将来キャッシュフローの現在価値)による評価も念頭において、今後さらに分収林の状況に即した適切な評価方法を検討、採用することが望まれる。

(注) 公会計分野において先駆的な役割を果たすために、日本公認会計士協会が研究報告として取りまとめたものである。我が国の公的部門における財務情報の明瞭かつ十分な開示に対して基礎を与えようとするものである。

② 支払利息額の注記

林業基金は利息の資産計上を行っているが、計算書類上では資産計上した支払利息額を注記していない。資産計上の根拠については、「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」(昭和49年日本公認会計士協会 業種別監査研究部会)に準拠した処理である。「同取扱い」では、支払利息額を計算書類に注記することが求められており、基金造林勘定へ計上した支払利息額についても注記すべきである。

9. 基金造林管理台帳による管理

(1) 概要

基金造林勘定については、エクセルデータによる基金造林管理台帳が作成され、造林の各工程別の所要額が入力・集計されている。台帳は189経営区ごとに作成されている。

(2) 意見

基金造林勘定の経営区ごとの内訳については、直接事業費(造林費、保育

費、管理費、現場管理費等)は集計されているが、事業事務費(大部分は農林漁業金融公庫からの借入金支払利息)1,858,420千円や管理事務費(事務所経費等)130,268千円については、合計額は把握しているものの、経営区ごとに按分計算・入力が完了していない。また、造林補助金553,149千円や森林共済保険金の受入76,820千円による基金造林勘定からの控除額についても、経営区ごとの控除額を明確にするため、設立後の19年分の累計額について、各189経営区に按分する必要があった。

経営区の立木を伐採・売却する等区分して整理処理すべき事象が発生した際に基金造林勘定の売上原価の算定ができないので、経営区ごとに基金造林勘定の残高を計算すべきである。

なお、林業基金において現在、計算を進めており、今年度中には基金造林勘定が経営区ごとに区分整理される予定とのことである。今後は、事務負担の効率性から見ても、毎年、区分整理を実施しておくことが望まれる。

10. 森林総合診断事業におけるDランクへの対応

(1) 概要

平成13年度から森林総合診断事業を行い、現地調査(ランク付け)を実施しつつあり(約39%進行中とのこと)、調査結果は「現地調査結果とりまとめ表」により作成・把握されている。現時点での「調査結果とりまとめ表」を閲覧したところ、獣害や山腹崩壊等によりDランクが付されているものが数箇所見られた。Dランクの分収林は約50haと試算されている。その生産目標は針・広混交林へ誘導することであり、関連費用を控除したあとの伐採収入は少額と見込まれている。

(2) 意見

① Dランクの分収林についての契約相手への情報開示

現地調査によりDランクと把握されたものについて、契約相手にその旨(収益が獲得できない見込みの旨)を連絡していない。Dランクとは「針・広混交林へ誘導」することが生産目標であり、特に山腹崩壊等の理由により、森林への復旧が困難な造林地については、伐採木の販売収入を得ることを目的とした分収契約の目的に合致しないものである。早期に契約相手に連絡することが望ましい。これに対して、林業基金としては、今後、年数が経つと価値が上昇することもあり、Dランクから格が上がるかもしれない、と考え、また経営区の全域ではなく、一部地域がDランクであるため、契約相手へ連

絡していないとのことである。

しかし、林業基金だけではなく、契約相手の土地提供者も分収契約の当事者であるのだから、現時点では、収益見込みが少額であることは事実であり、その旨を契約相手へ情報提供する必要がある。

また、林業基金は契約当時、分収契約相手に対し事業内容をパンフレット等で説明していたが、将来収支見通しについては充分な説明を行っていなかったと思われる。また、生産目標について「基金造林は植栽本数5,000本、伐期60年の普通材仕立を標準とします。」とパンフレットに明記してあり、「普通材仕立」については3m住材2丁の上小筋以上の良質材である旨が記載されている。これは、およそAランクの施業体系により収穫される木材であるが、契約相手はAランクで収穫されることを期待していると思われる。したがって、Dランクに限らず、A～Cランクでも契約相手に現在所有している森林がどのような状況であるかを情報提供することが望ましい。

また、分収契約解除を進めることにより、林業基金の負担を軽減する方法も1つの方法である。分収契約解除に関する条項として、第27条の(2)「火災、天災、その他契約の目的が達成できないと認められる場合」とあり、今後、放置することで、その間に事故等が発生し、契約相手と無用の紛争を引き起こさないように、Dランクのうち特に山腹崩壊など、復旧困難な森林については、契約相手と分収契約を解除する方向で協議すべきである。

このような森林に係る農林漁業金融公庫借入金の早期返済を実行することが望まれる。早期返済により、利息負担が軽減することが可能である。

11. 今後の林業基金のあり方

(1) 概要

① 林業基金の設立目的

林業基金の寄付行為第3条によれば、林業基金の設立目的は次の5点と考えられる。

- 1) 水源地域において森林造成事業及び分収林契約締結促進事業を実施することにより、森林の水資源かん養機能の高揚を図る。
- 2) 水源地域において森林造成事業及び分収林契約締結促進事業を実施することにより、林業労働者の就業機会の拡大を図る。
- 3) 将来の地域林業を担う基幹的林業労働後継者の育成確保を図る。
- 4) 上記1)から3)により、林業及び山村の振興に資する。
- 5) 都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進すること

と。
これらの目的については、次のとおり奈良県の掲げる林務関係体系別事業に各々対応していると思われる。

目的	平成14年度林務関係体系別事業一覽表より対応する事業名
上記1)	2. 森林の区分に応じた森林整備 森林の育成と路網の整備
上記2)	3. 広域組合化と担い手の育成 林業労働者の育成確保
上記3)	4. 林業・木材産業の構造改革、5. 県産材の需用拡大、
上記4)	6. 新しい技術の開発と普及、7. 山村の振興
上記5)	7. 山村の振興 都市と山村との交流促進

奈良県の施策と対応しない林業基金の目的はなく、林業基金は行政の代行と補完を併せ持つ組織であると考えられる。また、林業基金が実施する事業は前掲12. 実施事業のとおりに、事業費の財源は補助によるもの、受託契約によるもののみである。自主事業収入はない。人件費についても県からの派遣員分は基金運営費補助金として奈良県から受けている。
林業基金が別組織で事業を行う意義については、検討し、意見を述べる。

② 財政状態、収支状況

各地方自治体の外郭団体である林業公社の借金が全国的に膨らんでいることは、各種報道により周知の事実となってきた。奈良県林業基金においても負債金額合計8,137,947千円(平成14年度末現在、総資産の93.4%)となり、収支状況(平成14年度収支差額△132千円)、正味財産増加額(平成14年度正味財産増加額16,959千円)及び現在の木材価格を勘案すれば、今後の返済状況に懸念を抱かざるを得ない状況である。このような状況に対して、奈良県では前掲18. 林業基金の経営改革のとおりに、様々な検討がなされてきた。基金造林事業の長期収支計画の策定もその一つである。

これは昭和58年の基金設立時から基金造林の伐採が概ね終了する平成74年度までの累計収支状況を試算したものである。なお、平成12年度までは実績値、平成13年度以降は予測値である。

平成13年度に奈良県が作成した基金造林事業の長期収支計画の要約は次のとおりである。

(単位：千円)

収入	金額
伐採収入	21,719,710
造林補助金	2,401,884
公庫借入金	6,874,457
奈良県借入金	10,896,097
合計(A)	41,892,148
支出	
造林事業費	9,973,293
公庫償還元利金	15,523,048
奈良県返済金	10,911,351
分収交付金	5,429,916
管理費(造林事業に係るもののみ)	54,540
合計(B)	41,892,148
収支差額(A)-(B)	0

(収支試算の前提条件等)

- 1) A～Dラック(1.7②参照)の面積は平成13年度長期収支計画作成当時の概算値を使用している。
- 2) 将来の伐採収入の把握にあたり、木材市場価格は平成13年9月～10月調査時点における価格を利用している。
- 3) 労務単価は平成14年要求単価(平成13年の調査時点での把握されたもの)を利用し、毎年1%ずつ上昇を見込んで算定している。
- 4) 農林漁業金融公庫からの借入金利率は3.5%、奈良県からの借入金利率は返済時に県と協議することとなっているが、ほぼゼロと設定している。
- 5) 基金造林事業費、管理費は平成44年度まで毎年発生する、と試算しているが、平成45年度以降はゼロと設定している。

(2) 意見

① 今後の林業基金への提案(基金造林事業を中心に)

林業基金が行う基金造林事業以外の事業については、収支均衡であり、林業基金への提案について、基金造林事業を中心に検討する。

- 1) 林業基金が平成13年度時点における木材市場価格をもって算定した基金造林事業の将来収支計画では平成74年度(約60年後)までの収支見通しは均衡している。しかし、将来、木材価格がさらに低下することになれば、収支が赤字となるリスクがある。
- 2) なお、当試算値については、様々な前提条件を置いているため、木材価格以外の条件についても将来の状況によっては、大幅に収支差額が増減する。

る。例えば、a)使用したA～Dランクの面積は平成13年度当時の概算値であり、現在、A～Dランク別の分類作業中であるが、平成13年度当時の面積から変わる可能性もある。b)基金造林事業費、管理費は平成15年度以降発生額ゼロと試算しているが、育成等の作業を管理するにあたり、少なくとも森林の見回りに関する人件費等の管理費は多少発生するものと考えられる。

3) また、平成13年度に作成した平成74年度までの収支計算書によると、平成74年度の奈良県からの借入金累計は108億円と予定されている。さらに、現在、借入先は奈良県以外に農林漁業金融公庫があるが、農林漁業金融公庫からの借入金について支払不能等損失が発生した場合には奈良県がその補填を行うとの条項があり、今後、奈良県の負担が増加するリスクも存在する。

4) 上記試算においては基金設立時から将来に亘る県補助金累計を2,402百万円(うち平成15年度以降の補助金受入予定額1,860百万円)としているが、前提条件の振れにより収支の均衡を保つためには補助金の増額が必要となることも可能性としてある。

これらの将来のリスクを勘案して、各種前提条件の動向に注意し、状況に応じ造林事業を今後とも実施していくか否かについて、再検討する必要がある。

昨今、全国的な森林整備法人の財政状況及び事業の将来見通しの悪化を受け、各都道府県では様々な対策が行われてきている。例えば、岡山県では岡山県林業公社検討委員会報告書を平成11年2月に発表し、熊本県では林業公社経営検討委員会を設け提言書を平成15年2月に発表している。また、高知県では高知県森林整備公社が平成15年5月に「公社改革プログラム」を発表している。これらの対策案については奈良県でも今後の参考として利用されるべきである。

しかし、奈良県の基金造林は他の府県の公社有林に比べて造林地の林齢が若く、伐採期が数十年後である。また、補栽から伐採までの期間も他府県のものとは比べ長期を要する(温暖な果の伐採期は30年程度であるのに対し奈良県では50年以上である)。伐採期を迎えつつある他の都道府県では、木材の販売方法やマーケティング方法について考察しているのに対し、奈良県ではまだ、伐採木の販売については現実味を帯びた問題とはなっていない。したがって、他の都道府県の提言書をそのまま取り入れることは困難であることが、奈良県の林業事情に合致した対策については参考として対応されること

が望まれる。
ここで、奈良県の事情を勘案して、基金造林事業において現在検討すべき対応策について提案する。

(A)借入金早期返済

林業基金の収支計画全体を見ると、事業費・管理費が100億円に対し、農林漁業金融公庫への償還金が155億円にのぼり、うち86億円は利息となっている。新規植付けを停止したことにより、計画上、事業費・管理費は今後減少が見込まれるにもかかわらず、利払い負担は増大する。

このような借入金の利払いの負担に対して、農林漁業金融公庫からの有利子借入金を早期返済し、奈良県からの無利子(又は低利率)借入金を増やし、低利率な借入金への借換えを実施することで、利息負担を減少させることができる。

しかし、早期返済は、次の3点の理由により、現在は困難な状況であるとの説明を受けた。

1) (農林漁業金融公庫側の理由) 農林漁業金融公庫からの借入金については、施業転換及び契約解除以外の早期返済は現行制度では認められていない。

2) (農林漁業金融公庫側の理由) 農林漁業金融公庫としては、林業基金が造林事業を実施することを目的として貸し付けしており、林業基金側が造林事業を中止したわけではないのに、早期返済を認めることは貸付の趣旨に反している、と考えている。(したがって、一部の山林が山火事等で造林事業が中止となった場合は、その分の早期返済は認めている)

3) (奈良県側の理由) 奈良県からの借入金の増額については、現在の財政事情では困難である。

上記1)2)の理由については、国、農林漁業金融公庫への要望活動等、解決に向けての行動を期待する。

さらに、3)の理由については、将来的な奈良県民の負担を減らすためにも一般会計からの予算を確保することにより解決できないかという考え。

一方、例えばDランク(特に山腹崩壊地)のように事業採算が見込まない造林事業に係る借入金については、契約解除等により借入金早期返済を実施することは可能と考えられるので(前述10、参照)、積極的に早期返済を実施されることが望まれる。

(B)分収契約の見直し

(a) 地方公共団体との分収契約の見直し

奈良県内の村との分収契約が次のとおりある。

	平成14年3月末現在、造林面積 (ha)	契約期間	契約年月
M村	5.23	63年間	1986年12月、1988年10月
N村	7.26	54年間又は、63年間	1985年11月、1988年10月、1989年11月
N村	1.33	63年間	1997年10月
T村	9.00	65年間	1987年10月
S村	6.30	67年間	1986年11月

これらの村は林業基金の出捐団体であるが、分収率は、他の個人との間
の分収契約と同様の率であり、林業基金：土地契約者＝75：25である。確
かに奈良県の基金造林は林齢が若く、伐期が50年近く将来の話であるが、
今後の木材市況を踏えず把握しつつ、これら地方公共団体の収入割合の引
き下げ交渉を検討することが望まれる。

(b) 一般の分収契約の見直し

○分収率の検討

分収率は現在、75：25であるが、(a) 以外の分収契約についても分収
率の見直しについて検討することが望まれる。さらに、林業基金において
コストやリスクを負担しないように、分収契約方式ではなく、林業基金が
森林施業・経営を受託しその整備に必要な費用を森林所有者に求めていく
などの形を積極的に提案していく努力を行うことが望まれる。

これに対して林業基金では契約書第7条の収益分収の割合規定は契約の
根幹をなすものであるとし、また、安易な分収率の変更等は林業基金の行
政的責任を放棄することになり、県の政策目的が達成できないこととなる、
と分収率の見直しについての変更は検討していない。

確かに、林業基金からの一方的な分収率の見直しを求め、強制的に決定
することは出来ないが、分収契約が締結された昭和60年頃では木材販売価
格が現在の状況となることを想定していなかったものであり、現在の林業
の状況を勘案した分収契約者との対話、情報交換の場を設定し、分収率の
見直しについて協議を進めることを期待する。

○分収造林契約書に関するリスクの説明

分収造林契約書上には当契約が長期契約であるために生じるリスクを記
載していない。例えば、木材価格の低下により木材伐採時の販売収益が減

少した場合は分収収益金額も減少し、もしくは分収収益がゼロとなるリス
クがある旨について、説明書に明記しておくべきであった。今後は、契約
書又は、別途、説明書上で長期契約に伴うリスクを明記しておくことが望
まれる。

② 今後の林業基金への提案 (法人全体について)

次に、法人全体において林業基金が現在検討すべき対応策について提案す
る。

(A) フロバール職員の雇用

現在、奈良県及び林業基金では、上述したとおり様々な林業基金の事業
見直し等を実施してきている。さらに、費用の削減対策等、種々の対策を
組合せ、財務改善を目標として努力することが求められる。

費用削減対策としてはフロバール職員の雇用が一つの方法として考えられ
る。現在、林業基金の職員は県派遣職員8名であるが、3年ごとに異動と
なる派遣職員ではなく、林業基金独自に雇用したフロバール職員により林業
基金経営のノウハウを構築する必要がある。そして、林業基金の目的に合
致した自主事業を実施することが期待される。

(B) 改善目標とその評価の導入

今後、林業基金の経営改善を行うにあたり、その目標を具体的に適切に
設定することが必要である。また、改善期間の評価時期(改善行動の終期)
を明確に定め、客観的に進捗状況を評価確認することが必要である。

林業基金はコスト削減の一手法として、平成13年度に施業体系の見直し
を決定しており、基金造林をA～Dラングへ区分するために森林調査を実
施中で、その進捗度は平成15年10月現在39%とのことである。この森林
調査についても早期に完了し、区分に応じた管理によりコスト削減に努め
る必要がある。

(C) 合併による効率化の検討

今後、林業基金の財政状態はなお一層厳しいものとなることが予想され
る。このような状況において、運営費等費用の削減を図る必要があると考
える。

現在、林業公社と農業公社との合併を実施した例は新潟(平成9年度)、
愛知県(平成12年度)、埼玉県(平成15年度)、富山県(平成15年度)、